

診療施設届出事項変更届の手順

※診療施設開設届出済証の書き換えが必要な場合

〔届出書類〕

- 1 診療施設届出事項変更届（第4号様式・獣医療法第3条関係）
- 2 診療施設開設届出済証交付申請書（沖縄県様式）
- 3 診療施設開設届出済証交付手数料210円（沖縄県収入証紙による納付）
- 4 旧診療施設開設届出済証の返納

〔変更内容による留意事項・添付書類等〕

- ①診療施設の名称の変更
- ②診療施設の住居表示の変更⇒手数料不要
*市町村が発行する証明書（写）を添付
- ③開設者の住所・名前または名称の変更
*法人の場合は定款を添付
- ④管理者の住所及び氏名の変更
- ⑤診療業務を行う獣医師の変更
*変更前後の獣医師全員の氏名・獣医師登録番号及び登録年月日・生年月日を記載
*変更後の獣医師全員の獣医師免許証（A4サイズに縮小コピーしたもの）を添付
（獣医師免許証の写しは原則的には新規獣医師分のみで可）

※診療施設開設届出済証の書き換えが必要でない場合

〔届出書類〕

- 1 診療施設届出事項変更届（第4号様式・獣医療法第3条関係）

〔変更内容による留意事項・添付書類等〕

- ①診療施設の増改築・構造設備の変更
*診療施設の平面図を添付
- ②診療業務の種類の変更
- ③法人の組織体制等の変更
*変更後の定款または寄附行為を添付
- ④エックス線装置関係の変更
*エックス線装置の更新（制作社名、型式及び台数）
*エックス線診療室の変更（撮影回数、透視時間の変更及び構造等の変更）
*エックス線に関する予防措置の変更
*エックス線診療に従事する獣医師の変更
*変更内容に応じて変更後の状況を示す書類を添付